

銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について（概要）

（平成28年3月31日 鹿生企第127号）

本通達は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者のうち、年齢75歳以上の者を実施する認知機能検査の運用について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 認知機能検査の趣旨
- 認知機能検査の方法

等である。